

2 委員長挨拶

少子高齢化、人口減少等、行政の抱える諸問題に対応するため、最小の経費、最大の効果の実現のために、岩倉市でも行政改革を行ってきた。当初はコストの削減という観点から取り組んでいたが、行政経営プランになってから、コスト削減よりも、行政の在り方、仕組みを変えていかなければならないということで、各課で集中的に取り組む事業を挙げて、行政経営の観点から実施することとしている。

私もこうした行政改革の取り組みに多年携わらせていただくことは大変勉強になる。両輪だと思うが、岩倉市の自治基本条例の推進審議会にも参加している。こちらは公のために市民はどうあるべきか、行政はどうあるべきか、企業がどうあるべきかを具体的に検討している。

この会議では、各課の説明する事業について、委員それぞれの立場からご意見をいただきたい。また、中間見直しの年であるので、こうした事業が必要なのではないかという観点からもご意見をいただければと思う。

3 議事について

行政課長から資料に基づき下記について説明があった。

- 13 使用料、手数料等の適正化
- 16 土地開発基金保有土地の適正化
- 17 公共施設の活用による財源確保
- 19 将来にも責任ある計画的な予算編成
- 22 広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供
- 23 市債残高の削減
- 30 民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理

委員長 7つの項目について説明があった。最後のモニタリングの仕組みの作成については、作成が完了した時点で整理ということだった。作るという作業は終了したので、今後は、それぞれの施設において具体的に適用していくということだった。

何か意見などはあるか。土地の適正化方針の策定には何故至らなかったのか。

行政課 近年は取得している土地が多く、また、野寄町のあたりでは南部地区の企業庁による開発もあり、具体的な方針が固めきれなかったことによる。

委員長：17の公共施設の活用による財源確保について他市の実施状況を研究するに留まったのは何故か。

行政課：これまでやって来たものの他に、公共施設の中で財源を確保するような具体的なものを見つけるのが難しかった。

委員長：他市町の調査について、その状況はどうだったか。

行政課：近隣市町では、犬山市、江南市は体育館でネーミングライツを導入した。また、小牧市は歩道橋に企業名を入れていることも確認している。

委員長：岩倉市の公共施設では、ネーミングライツの実施以外のものはあまり想定できないか。

行政課：ネーミングライツは1つのきっかけであろうかと思う。

委員：ネーミングライツについては、平成28年度の経営プランの資料では、検討し、とりまとめたとなっているが、今回年度目標を変更し実施を平成31年度まで先送りしている。平成30年度計画を見ると新しくネーミングライツを研究する計画を設定したように見えるが、どういうことか。

行政課：平成28年度については、政策創造研究プロジェクトというところでネーミングライツのメリットデメリットはまとめた。ただ、具体的な着手には至らず、一時止まっていた状況があった。そこで今年度仕切り直して市長のマニフェストのプロジェクトとして新たに組み込むということであった。

委員長：平成28年度は検討にとどまったということか。

行政課：そういうことになる。

委員：先送りにはせず、財源の確保についてきちんと考えてほしい。

総務部長：職員のプロジェクトチームの検討で具体的に上がってきた事項については、ネーミングライツを総合体育文化センターで実施することや、総合体育文化センターの敷地内に広告看板を立てるのはどうかという事があった。その際はネーミングライツまではどうかという意見があり、広告看板については、傍を通る名草線が交通量が多くどうかという話になっていたが、拡幅工事が始まってしまい、具体的な動きには繋がらなかった。ご指摘のとおり、今後も財源確保のアイデアを出して行くために研究を継続していく。

委員長：31年度には、何らかの形で結論を出すということである。

副委員長：民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理について、策定したモニタリングマニュアルについては、これに基づいて全庁的にモニタリングを行うことになるのか。

行政課：今回、指定管理者のモニタリングマニュアルを作成した。それに伴い、モニタリングマニュアルに基づくモニタリングについて指定管理者等と協議をするようにとの通知をした。現在お願いしている事業者については、モニタリングマニュアルができたからと言って直ぐにそれに基づいてモニタリングを実施するのは厳しいので、標準方式として行政課として定めたものがあるので、具体的なやり方については担当課と業者で詰めてほしいとのことである。

委員長：最終的には、所管課は総合評価を出すのだと思う。そうすると、総合評価はA B C Dの4段階だったと思うので、評価結果としてAがいくつ、Bがいくつといったものが出てくるのか。

行政課：各施設の総合評価を行政課で取りまとめ、副市長を委員長とし、部長を構成員とする評価委員会を作って、そこで施設ごとの評価を行う予定としている。

委員長：その評価結果は、指定管理者が市民のサービスを向上させたかどうかという観点から評価されると思うので、それは何等かの形で市民に伝えなければならない。

副委員長：指定管理者と委託契約する時に委員会を組織することがあると思うが、それと連動すると思う。一定期間が経過するとまた委員会に諮ってプロポーザルをすると思うがどうか。

行政課：そうした考えでいる。今までそうした委員会を設けている場合はモニタリングマニュアルに基づくものに置き換わり、設けていない場合は新たに設置されるということである。

副委員長：今までは各課でそれぞれにプロポーザルをしてきたが、これができたことによって、プロポーザルは統一的な中身になると思う。そうすると、このマニュアルができたことによって、事業者から見れば、このマニュアルさえクリアしていればよいということになっていく懸念もある。今までは各課でプロポーザルの取扱いが異なっていたが、これからは、このマニュアルに基づいたプロポーザルが実施されるということで、担当課の状況によって違いが出ないようにしてもらいたい。

行政課：モニタリングマニュアル策定以降のプロポーザルにおいては、モニタリングマニュアルに基づき実施していくようにする予定である。

委員：モニタリングマニュアルを契約に織り込んでいくということか。

行政課：直接契約書に書き込むかどうかは分からないが、モニタリングマニュアルに基づき実施すること、のように記載するのだと思う。

委員：モニタリングマニュアルを見ていると、事業計画など、当初に出すものも含まれるようなので、事実上契約書に織り込まれるようなものだと思う。今実施しているものについては、今の契約が終わってからモニタリングマニュアルに基づき行うのではなくて、途中からモニタリングマニュアルに基づいて行うということか。

行政課：モニタリングマニュアルは現在の契約後にできたものなので、担当課と事業者で協議し、モニタリングマニュアルに基づいて実施できるところはやってくださいということにしている。次回の契約時にモニタリングマニュアルに基づいて行うということである。

副委員長：プロポーザルに参加する事業者は、年々厳しくなっていくので、予算を掛けて事業を整理し、プロポーザルのための資料作りをしてくると思う。これは、大きい業者であれば取りやすく、小さい業者だと対応しきれないという厳しさもあると思う。

委員長：運用が数年に渡って行われていく指定管理者の選定プロポーザルに影響を及ぼしていくものである。足かせになってはいけないが、市民との約束にもなるので、何らかの公表の機会が必要だろうと思う。30年度の計画にも書いてあるが、結果については何等かの形で課題等を報告してもらえればと思う。

広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供であるが、財務書類4表はホームページでの公表だけか。広報紙での公表はするのか。

行政課：今はホームページでの公表に留まる。平成29年度末までに統一モデルで財務書類4表を作成し、公表するようにとのことだった。作成し、ホームページでは掲載したが、広報紙ではまだ掲載していない。

委員長：広報紙で掲載しなかった理由はあるか。

行政課：初めての事なので、他市町、国の動向を確認するとともに、国の方でも分かりやすい公表方法について研究しているので、それを踏まえて実施していきたい部分はある。

副委員長：財務書類4表のホームページに載っているものが資料としてあればと思う。

委員長：事務局で用意すること。そうすると、現在広報で財政情報を公開するに当たっては2、3ページを割いているが、このサイズで公開することになるか。

行政課：大きさをどれくらいにするかということもあるが、説明も含めて2ページ程度で公開していくことになるかと思う。

委員長：説明が無いと分からないと思う。

副委員長：現在公開されているホームページではどうか。

行政課：ホームページでは、簡単な財務書類4表の見方や、国の作成した解説集みたいなものも付けている。

副委員長：そうしたものを除いて2ページか。

行政課：実際の書類本体だけだとA4サイズで4枚ある。

委員長：使用料・手数料等の適正化については、コスト計算をして、計算式を作ったと思う。

行政課：直近3か年間の決算に基づくコスト計算をし、それに基づいてヒアリングを実施した。施設の維持にはどれくらいの使用料が適正かという資料ができた。

副委員長：現行の使用料と乖離しているのか。

行政課：コスト計算上は現行の使用料と乖離する部分もあった。もちろん、他市町の状況も踏まえて、実際の使用料は設定していく必要がある。

副委員長：現行の使用料は、市民が利用し易いように設定している。コスト計算をして使用料を決めると、市民の理解が得られるかどうかというところもある。

総務部長：今までの設定してきた使用料の額ということもあるので、段階的な値上げも念頭に置きながら、この計算結果をどう反映させていくかというところを考えて、慎重に議論をしていかななくてはならない。

委員長：北名古屋で、使用料の変更に携わったことがある。その経験から、減価償却まで考えると使用料は現行と10倍くらい違うという結果になると思う。それをどれくらい緩和するかが難しいが、まずはコストを知ってもらうという事が重要だと

思う。また、特に社会教育施設関連施設で言うと、使用料の減免ということも問題になってくると思う。

行政課：社会教育施設のように、減免対象の団体が多い施設については、使用料を上げても影響は限定的である。一方で、生涯学習センター等、多く利用される施設への影響が大きくなる。

総務部長：使用料が上がることで使用料の減免を受ける団体とそうでない一般の人との差が増えることも問題である。

副委員長：保育料などは今回の見直しには入っているのか。

総務部長：保育料は保護者負担金というような形になっており、単純な施設使用料ではないというところで外してある。

委員長：どうやって市民に理解してもらおうかというところもあるし、やはり利用者間の不公平感が出てしまうと思う。

副委員長：公共施設敷地に設置してある電柱やガス管の目的外使用料はどうか。

行政課：公共用物使用料等、見直しの対象にしているが、結果的に県の条例を参考に決めているなどの理由であまり変更はない。

委員長：来年度予算編成からの反映だと、もうやっていかなければならない。

総務部長：スケジュールを考えてやっているが、時間を掛けなくてはならない部分もある。

委員：他市の状況調査というが、その他市とはどこか。同じ規模の市なのか、近隣なのか。理想とするところなのか。調査結果を恣意的にされる懸念もある。

行政課長：調査内容で変わるところもあると思う。よくあるのは近隣との比較、県内との比較である。また、岩倉市の類似団体と比較を行う場合もある。これは、全国で人口、産業など類似がある団体ということである。

総務部長：類似団体は国で決められている。市域や人口、産業構造で分けられている。国勢調査で見直される。政策的な観点から使われる場合もあるし、財政的な指標として類似団体で比較する場合もある。

事務局：(財務書類4表を配布)

委員長：市の財政状況について、民間の企業と同じような形で作ったものである。例えば、公共施設を換価したらいくらぐらいか、という観点も含まれているが、道路はどうするのか等、必ずしも行政にそのまま当てはまる訳でも無いようなこともある。

副委員長：これで財政状況について議論されるようになるのか。

行政課：国の財政状況資料集で一部有形固定資産減価償却費等の指標は取り出されて全国比較をされる予定にはなっている。

副委員長：作るのにコストがかかっていると思うが、市として議論はするのか。どこかで評価と反省は必要なのではないか。

総務部長：今後この4表をどう使うかについては検討事項である。全国比較資料として作成したものなので、そうした使い方になるとも思うが、実際にどう使うかについては、今後考えていかなければならない。

副委員長：財務書類4表を作るコストはどのくらいか。

行政課：作成に係るシステム導入、コンサルティング費用など2千万円で半年かかる。費用の半分は特別交付税として国が負担する形になる。

委員：将来にも責任ある計画的な予算編成に出てくる用語のうち、投資的事業というのは何か。

行政課：普通建設事業など、いわゆる公共施設を建てる等、用地を取得する等多額の費用を要するものである。国の予算が付く可能性もあるので、そうしたことも留意して予算編成をしてほしいというところである。

委員：投資という言葉からは回収を想起するが、どうか。

総務部長：行政だとインフラに対する資金投下という意味合いがあり、公共として無償で使ってもらおうということから、今までは減価償却という概念も無かったところなので、投資、回収という意味は持たない。

委員：工場用地の取得など、回収ができることもあるはずである。このように包括的に言葉を使用してしまうと、見えてこないこともある。

危機管理課長から資料に基づき下記について説明があった。

31 民間企業等との災害時応援協定の締結

委員長：大規模災害の応援協定がこの取り組みである。

委員：アクティオと災害時応援協定を結んでいると思うが、他の自治体とアクティオは結んでいるのか。災害は面的に広範囲に渡って発生するが、他の自治体と結んでいる場合、本当に災害時の優先的供給はあるのか。

危機管理課長：7自治体程度と結んでいる。全国展開している会社なので、要請をされたものについては最大限供給に努めると聞いている。

委員：他市町の動向も踏まえて、円滑に災害時に供給ができるようにしてほしい。また、ハザードマップについて、配布などではなく目につく形で常に貼っておくことはできるか。

危機管理課長：現状としてホームページで掲載、配布などしているが、常に目のつくようにすることについては検討していく。

副委員長：協定は39項目あるが、その協定の中身が現状と合っているか、活用できるのかどうか確認はしているのか。見直しも重要に思う。

危機管理課長：協定は全て活用予定であるが、結んだ当時とは社会情勢が違うところもあるので、考慮しながら変更するところは変更する。また、毎年1回協定を結んだ業者とは連絡先等を交換し、連絡がつくよう心掛けている。

委員：先日の台風時に防災行政無線で避難所開設の放送が入っていたが、聞き取り難かった。

総務部長：確かに、人工合成音は聞き取り難い部分はある。実際の豪雨の最中などでは聞き取れないということもある。しかし、内容は分からなくても何かが鳴っていることが伝えることができることが重要だという側面もある。手段は防災行政無線だけでなく、インターネットなど複数の手段でもお伝えしている。ただ、先日もテスト放送はして、実際に鳴らしてチェックもしたが、やはり聞きづらいところが出てきてしまう。

副委員長：単調な放送なので聞き取りづらいということがある。住んでいる地区だと北名古屋市の放送がよく聞こえる。これは肉声である。合成音の良し悪しもある。

総務部長：人工合成音のイントネーションの調整は難しい部分もある。防災行政無線には、肉声で伝える機能もある。

委員長：協定にはそのもののチェックが必要であること、ハザードマップ、防災無線に関して意見をいただいた。

福祉課から資料に基づき下記について説明があった。

26 コミュニケーション支援の充実

委員長：福祉課からは県の条例を受ける形で手話通訳、要約筆記など聴覚障害者の社会参加の仕組みを作っていくということである。平成29年度に視覚障害者の集いを開催し、38名の参加があったとのことだったが、そのうち、視覚障害者の参加はどれほどだったか。

福祉課：支援者等の参加もあったため、10名ほどである。

委員長：ライトサロンで視覚障害者の交流は図られるのか。

福祉課：今まで視覚障害者の団体はなかった。そのため、こういった困りごとがあるのか情報交換をする場がなかった。そこで毎月第1日曜日にふれあいセンターで集まっている。

委員：視覚障害者は、集まりがあっても自発的に行くことは難しいと思う。

委員長：市としては、団体結成へ持っていきたいのか。

福祉課：将来的には、障害者連絡協議会に入る形であればとも思うが、視覚障害者はどうしても行動の制限がかかるので、難しい部分はある。ライトサロンには点字と音訳のボランティアが必ず2から3名参加している。

副委員長：手話通訳の団体、要約筆記の団体があるが、人数は把握しているが、会員の高齢化が進んでいると思う。若い人をそうした活動に取り込むために、市として方策はあるのか。

福祉課長：団体の周知方法も市として工夫しながらやっているが、他の方策についても取り組んでいきたいと考えている。

副委員長：要約筆記は岩倉市の団体は手で書くか、県の会議等ではパソコンで打ち込むこともある。そうした技能を団体が習得すること等への助成について考えはあるか。

福祉課長：検討していく。

副委員長：岩倉市役所の手話通訳者の状況はどうか。

福祉課長：平成 28 年度までは週 2 回、29 年度からは週 3 回出勤してもらっている。

総務部長：手話に関しては一度職員研修をしたこともある。

委員長：手話通訳条例の制定はあるのか。

福祉課長：検討中である。条例よりも制度を充実させてほしいという意見もあった。

委員長：四日市市だと公開を前提とした会議には、必ず冒頭に手話通訳者がいる。必要がない場合もあるが、最初に居てもらって、20 分から 30 分経ったら帰る。これで手話通訳者の人に報酬を支払うことができるという仕組みがある。

上下水道課長から資料に基づき下記について説明があった。

24 上水道事業の健全経営

25 下水道事業の健全経営

39 計画的な基幹管路の耐震化

副委員長：公営企業会計に切り替えるメリットは。

上下水道課長：現状は市の一般会計と同じやり方だが、公営企業会計に切り替えると、民間企業の会計と同じとなり、実際の経営状況が明らかにできるというメリットがある。下水道の運営には現に公金が入っているが、将来的には使用者に公平に負担してもらおうという必要があることから、公営企業会計化をするというものである。

副委員長：水道料金が大幅に上がらないか。

上下水道課長：使用料に反映させるというのが国の方針であるが、どれくらい上がるかという点については明言できないが、平成 31 年度に会計を切り替え、経営戦略を立てて、実際の経営状況を明らかにする。上水道に関しては、給水収入が落ち込んでいる。一番の理由は節水装置の普及によるものである。これによって、耐震管路の敷設も予定通りにはいなくなる恐れがある。

副委員長：公営会計化は重要だと思うが、使用者負担等の影響については慎重に行う必要がある。

委員：下水道だが、接続していない人は地域にばらつきがあるのか。

上下水道課長：接続率は整備した年次により、接続したばかりのところは接続率がまだ悪いところもある。整備後 5 年以内であれば、切り替え費用の利息を市がもつということもやっているの、年 4 回接続促進として個別訪問をして接続率を上げる試みをしている。

委員：浄化槽の家屋は、空き家の問題とリンクすると、大きな問題となる可能性がある。お金だけかかるとつなぎたくないということになりかねない。

上下水道課長：個々の家々で事情がある。自分たちとしては、それぞれお話を伺い、お願いするということになる。

委員：下水道の維持費が高額になると、浄化槽でよいとなる。そうすると、上水道の料金を上げるしかないという事にもなりかねない。

上下水道課長：考えの話として、自分の家だけでなく、全体の話でもある。そうした観点からお願いしているというところもある。

委員長：接続コストが高くなると、世代交代したときに空き家として放置される懸念もある気がする。

上下水道課長：地道に説得していくしかないというところもある。

委員長：徴収業務の委託については、平成 31 年度に今の新たに業者と契約を結ぶことになる。その際の条件というのに、収納率の目標は掲げるのか。

上下水道課長：プロポーザルでは、徴収率についても提出させている。

委員長：徴収率について、ここからの 1%などはしんどい部分もある。

委員：委託業者は料金を決めるのか。

上下水道課長：料金を決めるものではない。

委員長：耐震化は基幹管路の話である。枝管も含めるとどうか。

上下水道課長：平成 29 年度末で基幹管路の耐震化率は 32.7%。枝管も含めると相当な年数がかかってしまう。なお、基幹管路を除く耐震化率は 32.4%である。なお、下水道の接続率は 85.3%である。

総務課及び消防署から資料に基づき下記について説明があった。

5 救急業務の高度化

32 救命知識・技術の普及啓発による救急救命率の向上

副委員長：救急業務の高度化だが、現在の状況で救急救命士は何人必要なのか。

総務課：運用の救命士は 12 名をこれまで目標にしていた。3 交代なので 1 グループ 4 人。ただし、研修を受けていたり、現場に 2 名同時に出ていることもあるので、3 台の救急車を効率的に運用しようと思うと 12 名だと厳しい部分もある。増員を見据えた中で適切な人数配置を検討しているところである。

副委員長：以前は 1 台予備としての運用であったが、今は違うのか。

総務課長兼消防署長：平成 26 年に整備指針が変わった。現状難しい部分もあるが、3 台出場が可能な体制ということである。

総務部長：消防職員を採用して有資格者の人数充足に努めている。

委員：3 台が動くと、必ず救急救命士の有資格者が乗ることになるのか。

総務課長兼消防署長：そうとは限らない。

委員：救急車が同時に 3 台動いたときに、乗った救急車によって有資格者がいないことにはならないか。

総務課：平成 26 年に整備指針が変わる前は、人口 3 万人に 1 台なので岩倉市は 2 台と予備 1 台の 3 台だった。平成 26 年以降は救急件数の増加から 2 万人に 1 台必要になり、予備車であったものがそうではなくなった。そうすると、3 台を運用できるかどうかということもあり、救急救命士 12 名を目指していた。現在の救急救命士の乗車率は 95%。この数字をどう見るかということである。

委員：100%救急救命士が乗車するに十分な人数はどれほどかということ。

総務課：救急件数は現在年間 2,000 件あり、20 から 30%の割合で重篤者があると考えたと 15 人は必要であろうと思う。ただ、15 人いれば 100%がどうかというと難しいかもしれない。

副委員長：この 12 人に管理職は入っているか。

消防署：一部入っている。平成 30 年度の目標は 1 人救急救命士を運用開始し、管理職を 1 人外すということである。

副委員長：管理職で救急車に乗車することも現在はあるのだろうが、市民への説明として、そうした予備的な人数は除外していかないと、市民への説明として不十分ということもある。

委員：救急救命士の資格のメニューは増えているが、現場では対応できているのか。

総務課：平成 30 年度の運用救命士 10 人というものがあるが、有資格者は 14 人である。運用外の救急救命士は管理職になったものが 2 人、運用準備が 2 人である。実際に出て行ったときの質的担保として、運用中ではない人間は、再教育として病院での研修などが義務付けられている。

委員長：救命知識・技術の普及啓発による救急救命率の向上の項目についてはどうか。

副委員長：AEDをコンビニに置いたが、そのコンビニの人の中で研修に来てくれた人はいるのか。

総務課長兼消防署長：現状はいない。

委員長：効果見込における CPR 実施率だが、平成 27 年度は 36 件中 21 件、平成 29 年度は 46 件中 24 件と実件数は 10 件増えている。これは心肺停止者が増えたという事なのか。

消防署：一概には言えないが、全国的な救急件数の増加がある。岩倉市だけの要因でなく、全国的な要因として救急件数の増加があり、それに比例して心肺停止者が増えていたという認識である。

副委員長：心肺停止者対応などで救急車と消防車が同時に出ることもあるが、その際に火災が起こり、影響があったということはあるのか。

消防署：救急現場で火災を覚知した際は、そこから火災現場に急行することになっているので、影響はないと考えている。

4 その他

委員長：本日の予定は以上だが、どうだったか。知っているようで知らなかったことも多かったと思う。

委員：もう少し勉強しなくてはと思った。

委員：勉強してこないと中々質問もできない。行政がしっかりやっているんだということも分かった。

委員長：応援してあげたいということもあるが、どうしても行政の内部で評価してしまったり、専門用語を使ってしまうこともある。そうしたところで外部の委員に評価してもらおうということでこうした委員会がある。また、原価償却の考え方がなく、これから取り入れていこうということもあったが、これは民間企業にお勤めの方から見れば、驚いたことと思う。これは自治体の歴史の中では非常に画期的なことである。これによって更新する際の予算額が出てくるのであって、そうした使い方ができる。